

◇===== [ 第 16 号 ]=====◇

唯契の窓 唯物論的社会契約論研究所月報

2019年8月1日

◇=====◇

参議院選挙が終わりました。

今回の選挙でもっとも重要なことは、有権者の半数以上が投票を行わなかったことではないかと考えます。その結果の背後に、国民の政治に対する深い絶望と不信を感じるのは私だけではないでしょう。国民は良い政治など求めている、もっと根本的な社会の変化を求めている。このような時期には過激な発言をする政治勢力が台頭しやすいというのは、かつて人類の経験したことでもありました。ヒトラーやムッソリーニもそうでした。今日では維新の会がそれに近い存在かもしれません。

そのような潮流に対峙するには、正しい方向性を持った「過激な思想」の流行が必要なかもしれません。唯物論的社会契約論の出番かな・・・。

□===== [理論解説] =====□

今回は攻勢交易がどのような国際関係を築いていくことになるのか、その点についての考察を行っていきます。

攻勢交易はつまるところ工業国の生活水準を交易相手国の生産者にも保障するという事に他なりません。

そこでまず生じる事態は交易相手国に工業国の製品を購入できる購買力が生まれるという事であり、したがって工業国側にとってみれば新たな市場を育成するという事になります。これは双方の経済の密接な関係を作り上げることもあります。

従来は工業国=先進国、農産物などの一次産品生産国=発展途上国といった図式が一般的でした。発展途上国という表現は、以前使用されていた後進国という表現が侮蔑的だという理由で使い始められたものですが、その意味しているところに違いはありません。表現上のごまかしに過ぎなかったわけです。実際のところ、先進国と呼ばれる国々は、絶えず発展途上国の国民を常に収奪し続けており、先進国の企業が製造拠点を途上国に設けても技術移転を進めるわけでもなく、ただひたすらに安価な労働力を消費して搾取を強め、国際競争に勝ち残る事のみを目的にしてきたのです。そして工業化こそが豊かさの条件であり、それをなしえていない一次産品の生産国は貧しくても仕方がないのだ、という意識で交易相手国を見下してきました。発展途上とはまさに工業化が進んでいないという意味で使用されていることばだったわけです。

攻勢交易のもとでは、一次産品の生産国と工業製品の生産国は対等な役割分担を行っているにすぎないと認識されるようになります。一次産品の生産・輸

出が主な産業であっても工業国と同じ水準の生活が送れるようになる。これが最初の大きな変化です。

これは安全保障政策においても極めて重要な役割を果たします。攻勢取引のネットワークに所属する国々にとって、お互いが無くてはならない存在になっていくわけですから、当然敵対することもなくなります。したがって「自国を防衛するための実力(武力)」は不必要となり、経済のお荷物でしかない軍事費を削減することができます。それはさらなる経済の成長にとって大きな積極的条件となるでしょう。

攻勢取引が広がれば、現在の主要先進国と呼ばれる国々も一次産品の購入価格を引き上げざるを得なくなります。それは当然でしょう。国際交易価格がいやがうえにも上がっていくためです。やがて先進国内部でも資本主義経済制度の廃止が進むこととなります。まさに公正な貿易を通して世界的な規模で同時的な経済革命が進み始めることとなります。

問題は金融業に特化して、世界経済の寄生虫となり果てたアメリカ合衆国です。資本主義という経済の仕組みが無ければ生き残れないような状況に陥っているわけですから、何をしでかすか分かったものではありません。今のうちからアメリカの軍事力を減らさせる手立てを講じておく必要があるでしょう。

以上が予測される攻勢取引下の国際関係の変容です。真の意味での国際協力がすすみ、すべての国家間の紛争や対立が、その最大の原因である経済的利害の対立が取り除かれることで消失し、地球から戦争という行為がなくなることも展望できるようになるでしょう。

さて、16回にわたって続けてきました理論解説ですが、ここで一つの区切りとしたいと思います。

次回からは個別のテーマについて論じる時事批評をメインにした紙面に変更していきます。引き続き「唯契の窓」をよろしく願いいたします。

□=====□

★===== [ コラム ] =====★

今回は休載です。

★=====★

●===== [ 時事批評 ] =====●

先に行われた参議院選挙で、「NHK から国民を守る党」が1議席を獲得しました。それだけ国民の中にNHKに対する不満があるという事なのではないでしょうか。

私は彼らの主張に与するものではありませんが、確かに NHK は放送法に照らして、その義務を果たしていないと言わざるを得ない点が多々あるように思います。そこでこの機会に少し放送法について見ておきたいと思います。

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号 放送法）は次のような構造になっています。目次をみてみましょう。

## 第一章

総則（第一条・第二条）

## 第二章

放送番組の編集等に関する通則（第三条—第十四条）

## 第三章

日本放送協会

### 第一節

通則（第十五条—第十九条）

### 第二節

業務（第二十条—第二十七条）

### 第三節

経営委員会（第二十八条—第四十一条）

### 第四節

監査委員会（第四十二条—第四十八条）

### 第五節

役員及び職員（第四十九条—第六十三条）

### 第六節

受信料等（第六十四条—第六十七条）

### 第七節

財務及び会計（第六十八条—第八十条）

### 第八節

放送番組の編集等に関する特例（第八十一条—第八十四条）

### 第九節

雑則（第八十五条—第八十七条）

## 第四章

放送大学学園（第八十八条—第九十条）

## 第五章

基幹放送

### 第一節

通則（第九十一条・第九十二条）

## 第二節

### 基幹放送事業者

#### 第一款

認定等（第九十三条―第一百五條）

#### 第二款

業務（第一百六條―第一百十六條）

#### 第三款

経営基盤強化計画の認定（第一百十六條の二―第一百十六條の六）

## 第三節

基幹放送局提供事業者（第一百七條―第一百二十五條）

## 第六章

### 一般放送

#### 第一節

登録等（第二百六條―第一百三十五條）

#### 第二節

業務（第三百六條―第四百六條）

## 第七章

有料放送（第四百七條―第五百七條）

## 第八章

認定放送持株会社（第五百八條―第一百六十六條）

## 第九章

放送番組センター（第一百六十七條―第一百七十三條）

## 第十章

雑則（第七十四條―第一百八十二條）

## 第十一章

罰則（第一百八十三條―第一百九十三條）

## 附則

本法ではまず第一章第一条でその目的を次のように定めています。

第一条 この法律は、次に掲げる原則に従つて、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ることを目的とする。

一 放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること。

二 放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによつて、放送による表現の自由を確保すること。

三 放送に携わる者の職責を明らかにすることによつて、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること。

この目的を果たすために、第四条において放送事業者全体に次のような規制をかけています。

第四条 放送事業者は、国内放送及び内外放送（以下「国内放送等」という。）の放送番組の編集に当たつては、次の各号の定めるところによらなければならない。

- 一 公安及び善良な風俗を害しないこと。
- 二 政治的に公平であること。
- 三 報道は事実をまげないですること。

その後第三章で日本放送協会(NHK)についての定めを行い、それ以下の章でその運営のための様々な措置を設定しています。

特に NHK の独立性（自立した経営）を担保するために、第六十四条で受信装置を有する国民に受信契約を結ぶことを義務付けています。

第六十四条 協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。

2 協会は、あらかじめ、総務大臣の認可を受けた基準によるのでなければ、前項本文の規定により契約を締結した者から徴収する受信料を免除してはならない。

さてこの法律の構成を見ると、この法律の最大の目的である放送事業者が三つの要件を必ず満たすことを前提に組み立てられたものであることがわかります。もしこの三要件を NHK が満たしていないとすれば、受信装置をもっている国民はどうすればいいのでしょうか。

三要件を果たしていない NHK にそのまま受信料を支払うことは法の目的に照らして正しいことなのでしょうか。確かに法の条文では必ず支払わねばならないように規定されていますが、それはこの法律の目的が達成されていることを前提としたものであり、NHK がその役割を果たしていないのならば、漫然と受信料を支払うことは、むしろ法の目的を損ねることになるのではないのでしょうか。

この点で参考にしなくてはならないのは憲法の次の条文です。

第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力に

よつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

つまり公共の利益に反した NHK の姿勢を改めさせることは、ある意味で国民の義務であり、その点で受信料を支払わないという態度もその意味では国民の義務でもあるかもしれません。(まあこの憲法の規定はある意味で現行憲法の限界を示すものでもあつて、あまりこれに準拠するような論理は使いたくはないのですが。)

ちなみにこの政治的公平という点について言うと、どのような思想的立場あるいは政治的立場にあつても客観的に守られているか否かを判断する基準があります。次の四点です。

1. 対論等置の原則。  
これは異論がある場合にそれぞれの主張を同等に扱っているか否かということです。
2. 恣意的不報道の排除。  
この点についての抵触事例としては消費税導入に際して代々木公園で開かれた 20 万人の集会を一切報道しなかったといった前科があります。
3. 誤報の完全訂正の原則。  
一度流された誤報については、すべての視聴者だけでなく、その誤報を視聴者から知らされた受信設備を持たない国民にまで徹底して訂正する措置を講じているか否かが問われます。もちろん NHK はそのような措置を講じていません。
4. 敵対的監視機関設置の原則。  
NHK とは利益を異にする監視機関によって絶えず監視されるような制度をもっているかということです。

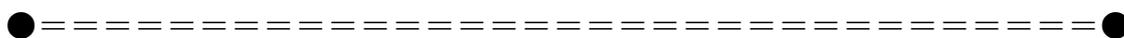
これらのうち、4 については放送法にも規定がありませんので当面は叙階するとしても、1～3 は当然に判断基準とされるべき項目であり、残念ながら今日の NHK はそれらを満たしているとは言い難い報道がしばしば見受けられます。

放送法にも NHK にたいする視聴者からの審判ができるような仕組みを盛り込むなど、改正すべき点は多々あるようにも思います。

ところで NHK 発足当初の受信料が月額 35 円だったって、ご存知でしたか？

附 則

17 協会が徴収する受信料は、第三十七条第四項の規定により国会が定めるまで、月額三十五円とする



次回の発行は9月1日を予定しております。